

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

稲美町農業委員会

令和5年3月24日決定

令和8年2月25日改正

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

稲美町においては、町内全域で圃場整備が完了しており良好な農地が大部分を占めているが、農地の利用状況や営農類型は地域による特徴があるため、地域の実態に応じた取り組みを推進していくことが求められている。

地域の強みを活かしながら、活力ある農業経営を構築するため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域での活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、稲美町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、兵庫県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び稲美町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和7年度当初)	1, 5 1 7 ha	2. 4 ha	0. 1 %
目 標 (令和15年度末)	1, 4 0 9 ha	0. 2 ha	0. 0 1 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員の担当制及びチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、農地台帳等への正確な記録の確保に努める。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを促す。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、状況に応じて指導等の必要な措置を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合等を踏まえて評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和7年度当初)	1, 5 1 7 ha	6 6 6 ha	4 3 . 9 %
目 標 (令和15年度末)	1, 4 0 9 ha	9 3 0 ha	6 6 . 0 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の見直しに取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町産業課、農地中間管理機構、兵庫南農業協同組合等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングに努める。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進するなど、地域の実情に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、農地中間管理機構を通じた利用権設定等を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率等を踏まえて評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和7年度）	2 経営体 （ 1. 1 ha）
目 標 （令和15年度まで）	18 経営体 （ 10. 0 ha）

注：目標の新規参入者数及び新規参入者取得面積は、累計です。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

町産業課・県・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握する。

② 新規就農フェア等への参加について

関係機関等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努める。

③ 企業参入の推進について

関係機関等と連携し、情報収集に努める。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者からの相談等に対応するなど、フォローアップ活動を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者数等を踏まえて評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

稲美町において策定された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、稲美町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 日常の活動を通じた意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力